



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

964	地籍調査の成果の認証	(地域政策課).....	2
965	〃	(〃).....	2
966	〃	(〃).....	2
967	〃	(〃).....	3
968	〃	(〃).....	3
969	〃	(〃).....	3
970	〃	(〃).....	4
971	〃	(〃).....	4
972	〃	(〃).....	5
973	〃	(〃).....	5
974	〃	(〃).....	5
975	〃	(〃).....	6
976	〃	(〃).....	6
977	〃	(〃).....	6
978	〃	(〃).....	7
979	〃	(〃).....	7
980	身体障害者福祉法による医師の指定	(障害福祉課).....	7
981	随意契約の相手方の決定	(薬務課).....	8
982	大規模小売店舗の変更の届出	(商工振興課).....	8
983	県営土地改良事業計画の決定	(農業農村整備課).....	9
984	平成29年度五百原県有林搬出間伐事業及び平成29年度五百原県有林間伐材販売事業に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(森林整備課).....	10
985	道路の区域変更	(道路保全課).....	12
986	道路の供用開始	(〃).....	12
987	道路の区域変更	(〃).....	13
988	道路の供用開始	(〃).....	13
989	道路の位置の指定	(都市政策課).....	13

○ 選挙管理委員会告示

57	政治団体の届出事項の異動の届出	14
58	政治団体の解散の届出	15
59	政治団体の設立の届出	15
60	和歌山県議会議員有田市選挙区補欠選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収支報告書の要旨	16

○ 公告

	県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育センター和歌山ビッグウエーブにおける指定管理者の募集	(教育委員会).....	16
--	---	--------------	----

告 示

和歌山県告示第964号

和歌山県有田市箕島の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成29年7月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田市
- 2 調査を行った時期
平成25年4月1日から平成28年3月11日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田市箕島の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田市箕島の一部地区
- 5 認証年月日
平成29年7月6日

和歌山県告示第965号

和歌山県有田市新堂の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成29年7月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田市
- 2 調査を行った時期
平成25年4月1日から平成28年3月3日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田市新堂の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田市新堂の一部地区
- 5 認証年月日
平成29年7月6日

和歌山県告示第966号

和歌山県有田市星尾の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成29年7月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田市
- 2 調査を行った時期
平成25年4月1日から平成28年3月4日まで

- 3 成果の名称
和歌山県有田市星尾の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田市星尾の一部地区
- 5 認証年月日
平成29年7月6日

和歌山県告示第967号

和歌山県有田市初島町里の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成29年7月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田市
- 2 調査を行った時期
平成25年4月1日から平成28年2月29日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田市初島町里の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田市初島町里の一部地区
- 5 認証年月日
平成29年7月6日

和歌山県告示第968号

和歌山県有田市港町及び初島町浜の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成29年7月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田市
- 2 調査を行った時期
平成25年4月1日から平成28年2月26日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田市港町及び初島町浜の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田市港町及び初島町浜の各一部地区
- 5 認証年月日
平成29年7月6日

和歌山県告示第969号

和歌山県田辺市熊野の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成29年7月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
平成27年4月16日から平成28年10月3日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市熊野の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市熊野の一部地区
- 5 認証年月日
平成29年7月6日

和歌山県告示第970号

和歌山県紀の川市粉河の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成29年7月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県紀の川市
- 2 調査を行った時期
平成24年4月17日から平成27年1月29日まで
- 3 成果の名称
和歌山県紀の川市粉河の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県紀の川市粉河の一部地区
- 5 認証年月日
平成29年7月6日

和歌山県告示第971号

和歌山県東牟婁郡串本町和深の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成29年7月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県東牟婁郡串本町
- 2 調査を行った時期
平成24年4月17日から平成26年3月28日まで
- 3 成果の名称
和歌山県東牟婁郡串本町和深の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県東牟婁郡串本町和深の一部地区
- 5 認証年月日
平成29年7月6日

和歌山県告示第972号

和歌山県東牟婁郡串本町和深の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成29年7月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県東牟婁郡串本町
- 2 調査を行った時期
平成25年4月1日から平成27年3月31日まで
- 3 成果の名称
和歌山県東牟婁郡串本町和深の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県東牟婁郡串本町和深の一部地区
- 5 認証年月日
平成29年7月6日

和歌山県告示第973号

和歌山県東牟婁郡串本町和深の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成29年7月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県東牟婁郡串本町
- 2 調査を行った時期
平成26年3月1日から平成28年3月25日まで
- 3 成果の名称
和歌山県東牟婁郡串本町和深の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県東牟婁郡串本町和深の一部地区
- 5 認証年月日
平成29年7月6日

和歌山県告示第974号

和歌山県東牟婁郡串本町和深の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成29年7月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県東牟婁郡串本町
- 2 調査を行った時期
平成26年3月1日から平成28年3月25日まで
- 3 成果の名称
和歌山県東牟婁郡串本町和深の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域

和歌山県東牟婁郡串本町和深の一部地区

- 5 認証年月日
平成29年7月6日

和歌山県告示第975号

和歌山県日高郡みなべ町西岩代の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成29年7月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡みなべ町
- 2 調査を行った時期
平成27年4月13日から平成29年2月3日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡みなべ町西岩代の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡みなべ町西岩代の一部地区
- 5 認証年月日
平成29年7月6日

和歌山県告示第976号

和歌山県日高郡みなべ町筋の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成29年7月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡みなべ町
- 2 調査を行った時期
平成27年4月1日から平成29年3月2日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡みなべ町筋の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡みなべ町筋の一部地区
- 5 認証年月日
平成29年7月6日

和歌山県告示第977号

和歌山県紀の川市上鞆渕の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成29年7月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県紀の川市
- 2 調査を行った時期

平成25年4月1日から平成28年3月24日まで

- 3 成果の名称
和歌山県紀の川市上鞆渕の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県紀の川市上鞆渕の一部地区
- 5 認証年月日
平成29年7月6日

和歌山県告示第978号

和歌山県紀の川市中津川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成29年7月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県紀の川市
- 2 調査を行った時期
平成24年4月17日から平成27年1月20日まで
- 3 成果の名称
和歌山県紀の川市中津川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県紀の川市中津川の一部地区
- 5 認証年月日
平成29年7月6日

和歌山県告示第979号

和歌山県東牟婁郡北山村下尾井の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成29年7月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県東牟婁郡北山村
- 2 調査を行った時期
平成23年4月8日から平成26年3月27日まで
- 3 成果の名称
和歌山県東牟婁郡北山村下尾井の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県東牟婁郡北山村下尾井の一部地区
- 5 認証年月日
平成29年7月6日

和歌山県告示第980号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定した。

平成29年7月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定医師名	診療科目	医療機関名	医療機関の所在地	指 定 年月日	診断する身体障害の種類													
					視 覚	聴 覚	平 衡	音 声 言 語	そ し ゃ く	肢 体	心 臓	腎 臓	呼 吸	又 は 直 腸	小 腸	免 疫	肝 臓	
西田秀樹	リハビリ テーショ ン科	貴志川リハビ リテーション 病院	紀の川市 貴志川町 丸栖1423 -3	平成 29. 7. 13				○	○	○				○				
金川建彦	整形外科	国保日高総合 病院	御坊市菌 116-2	平成 29. 7. 13						○								
小田豊	整形外科	くしもと町立 病院	東牟婁郡 串本町サ ンゴ台69 1-7	平成 29. 7. 13						○								

和歌山県告示第981号

抗インフルエンザウイルス薬の購入について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成29年7月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 随意契約に係る物品の名称及び数量
抗インフルエンザウイルス薬 タミフルドライシロップ3% 30g（瓶）備蓄用 8,520箱
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県福祉保健部健康局薬務課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 随意契約の相手方を決定した日
平成29年7月4日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
中外製薬株式会社
東京都北区浮間五丁目5番1号
- 随意契約に係る契約金額
40,855,104円（うち消費税及び地方消費税の額3,026,304円）
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 随意契約の理由
特例政令第11条第1項第1号に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により随意契約する。

和歌山県告示第982号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売

店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成29年7月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ和歌山北店

和歌山県和歌山市狐島588-1

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社関西ケーズデンキ 代表取締役 杉本正彦

茨城県水戸市柳町一丁目13番20号

3 変更する事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）3箇所（敷地北側2箇所、東側）

（変更後）6箇所（敷地北側3箇所、東側3箇所）

4 変更年月日

平成29年7月15日

5 変更する理由

敷地内へのコンビニエンスストアの出店に伴い、お客様の利便性の向上と周辺生活環境の保全を図るため。

6 届出年月日

平成29年7月14日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業まちづくり局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成29年7月28日から同年11月28日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第983号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営ため池等整備事業大池（三百瀬）地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となる。）として、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

なお、この土地改良事業計画が定められたことを知った日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この土地改良事業計画が定められた日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この土地改良事業計画の取消しの訴

えを提起することができなくなる。

平成29年7月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

平成29年7月31日から同年8月28日まで

3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、日高振興局農林水産振興部農地課及び日高川町農業振興課

和歌山県告示第984号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、平成29年度五百原県有林搬出間伐事業及び平成29年度五百原県有林間伐材販売事業に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成29年7月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 競争入札に付する事業の名称及び履行期限

(1) 事業の名称

ア 平成29年度五百原第1号五百原県有林搬出間伐事業

イ 平成29年度五百原第2号五百原県有林間伐材販売事業

(2) 履行期限

ア 平成29年度五百原第1号五百原県有林搬出間伐事業

平成30年2月20日（火）まで

イ 平成29年度五百原第2号五百原県有林間伐材販売事業

平成30年2月20日（火）まで

2 競争入札に参加する者に必要な資格事項

この競争入札に参加することができる者は、平成29年7月28日（金）現在において、次の要件のいずれをも満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項各号の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 和歌山県が行う調達契約等に係る競争入札参加資格の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 国税、県税及び市町村税を滞納していない者であること。

(5) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(7) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者でないこと。

(8) 和歌山県内に本店を有する者であること。

- (9) 和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第3条の規定に基づく木材業の登録を受けている者であること。
- (10) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づき競争入札参加資格者名簿に登録されている者（入札参加資格の停止の期間中である者を除く。）であり、その競争入札参加資格者名簿の業務種目が「（大分類）12森林整備等（小分類）1森林整備」であること。
- (11) (10)の業務種目について、和歌山県役務の提供等の契約に係る条件付き一般競争入札の取扱基準（平成29年1月1日以降実施分）（平成23年制定）の別表「業務種目ごとの登録要件、人材要件及び実績要件」に定める条件を満たす者であること。
- 3 資格審査申請書類及びその配布方法等
- (1) この競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
- ア 競争入札参加資格審査申請書
- イ 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては住民票（いずれも提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
- ウ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
- エ 使用印鑑届
- オ 直近2年分の財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）
- カ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
- （ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
- （イ）和歌山県が課する税の全税目
- （ウ）法人にあっては直近1事業年度分の法人市町村民税、個人にあっては直近1年度分の市町村民税
- キ 2 (9) から (11) までの要件を満たしている者であることを証する書類
- ク 誓約書
- ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）
- (2) (1)のア、エ、ク及びケに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成29年7月28日（金）から同年8月17日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に5に掲げる場所で配布する。
- (3) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、平成29年7月28日（金）から同年8月3日（木）までの間に西牟婁振興局農林水産振興部林務課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。
- 4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所
- 平成29年7月28日（金）から同年8月17日（木）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に5に掲げる場所で受け付ける。
- 5 資格審査申請書類の配布の場所
- 西牟婁振興局農林水産振興部林務課
- 田辺市朝日ヶ丘23-1
- 郵便番号 646-8580
- 電話番号 0739-26-7911
- ファクシミリ番号 0739-26-7918
- 6 資格審査の結果の通知
- 資格審査申請者には、一般競争入札参加資格結果通知書を平成29年8月22日（火）までに郵送により送

付する。

7 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対して、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、6の通知を受けた日の翌日から起算して10日以内（県の休日を除く。）に書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答は、(2)の書面を受理した日の翌日から起算して3日以内（県の休日を除く。）に書面により行うものとする。
- (5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第985号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年7月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 425号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
日高郡印南町大字川又字宮ノ上1025番1地先から同町大字川又字向道1055番1地先まで	旧	3.80 } 29.80	460.40	
同上	旧	3.80 } 29.80	455.00	
同上	新	3.80 } 29.80	455.00	
同上	新	9.30 } 61.50	297.30	川又第一トンネル L=151.00

和歌山県告示第986号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年7月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 一般国道

路線名 425号

供用開始の区間 日高郡印南町大字川又字宮ノ上1025番1地先から同町大字川又字向道1055番1地先まで

供用開始の期日 平成29年8月8日 午後3時

和歌山県告示第987号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年7月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 九重名倉線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
橋本市高野口町名倉字西町北脇770番地先から同市高野口町名倉字西町北脇773番地先まで	旧	3.63 } 3.77	28.44	
同上	新	4.93 } 5.15	28.44	

和歌山県告示第988号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年7月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 九重名倉線

供用開始の区間 橋本市高野口町名倉字西町北脇770番地先から同市高野口町名倉字西町北脇773番地先まで

供用開始の期日 平成29年7月28日

和歌山県告示第989号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成29年7月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3398	伊都郡かつらぎ町大字笠田東字男子111番1の一部	伊都郡かつらぎ町大字山崎24番地 前田昌計	平成 29. 7. 19	6.00	39.73

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第57号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成29年7月28日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党自由同和会和歌山県支部	北橋雅也	代表者	北橋雅也	谷口清次	平成29.6.1
		会計責任者	池田安彦	谷口真	平成29.6.1
自由民主党和歌山県白浜支部	南勝弥	代表者	南勝弥	堅田輝昭	平成29.5.29
		会計責任者	高崎佳恵子	笠原恵利子	平成29.5.29
自由民主党和歌山県自動車販売支部	中谷久生	代表者	中谷久生	熊切秀昭	平成29.6.13
自由民主党有田郡支部連絡協議会	大田貢	主たる事務所の所在地	有田郡有田川町粟生812-6	有田郡有田川町金屋66-4	平成29.6.19
		代表者	大田貢	庄田拓裕	平成29.6.19
		会計責任者	若林康伸	殿井貞男	平成29.6.19

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
ゆぐち好章後援会	野川勝義	会計責任者	松原宏幸	森田吾一	平成29.3.31
玉木ひさと後援会	星畑克己	主たる事務所の所在地	有田市宮原町道333-2	有田市古江見15番地 川口ビル3階	平成29.5.31
竹内やよい後援会	小田育子	政治団体の名称	竹内やよい後援会	やよい会	平成29.6.13
日本薬業政治連盟和歌山県支部	赤澤旭	代表者	赤澤旭	上田隆一	平成29.6.7
		会計責任者	上田隆一	山本佳利	平成29.6.7
松上京子後援会	松下泰子	主たる事務所の所在地	田辺市芳養町3912-93	田辺市宝来町18-7	平成29.6.22
		代表者	松下泰子	稲垣敏子	平成29.6.22

中村しんじ後援会	高田亮平	主たる事務所の所在地	紀の川市貴志川町神戸49 6番地3	紀の川市貴志川町神戸75 2番地	平成 29.6.20
柏友会	仮家正弘	代表者	仮家正弘	井上和雄	平成 29.4.24
		会計責任者	木下修一	中村良美	平成 29.4.24
山田としお和歌山 県後援会	中家徹	会計責任者	林勝治	小川純生	平成 29.7.1
和歌山県農政連盟	中家徹	会計責任者	小川純生	石谷智宏	平成 29.7.1
税理士による石田 真敏後援会	瀬藤友子	主たる事務所の 所在地	海南市名高155-1	伊都郡かつらぎ町笠田東 453の2	平成 29.6.24
		代表者	瀬藤友子	森下悦男	平成 29.6.24
		会計責任者	下津正也	奥田崇喜	平成 29.6.24
和歌山市歯科医師 連盟	和中美喜夫	代表者	和中美喜夫	片岡邦浩	平成 29.6.10

和歌山県選挙管理委員会告示第58号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成29年7月28日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解 散 年月日
市木久雄後援会	熊谷重美	平成 29.6.24

和歌山県選挙管理委員会告示第59号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成29年7月28日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
和歌山県私立幼稚園 振興政治連盟	田中恵紳	内山昭	和歌山市湊通丁南一丁目3 ル・シャトー 真砂4C	平成 29.6.28
森岡しげおと太 地の未来と夢を 語る会	森岡茂夫	土山敬一	東牟婁郡太地町太地3292	平成 29.7.3

古川まこと(真) 後援会	村上誠八	吉田健治	日高郡印南町島田1822	平成 29.7.3
-----------------	------	------	--------------	--------------

和歌山県選挙管理委員会告示第60号

平成29年5月14日執行の和歌山県議会議員有田市選挙区補欠選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収入及び支出の報告書の要旨について、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第192条第1項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年7月28日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成29年5月14日執行 和歌山県議会議員有田市選挙区補欠選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額) 5,965,900円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	玉木 久登	所属党派	無所属	期間 6月7日から 6月12日まで	第3回分
出納責任者氏名	玉木 智弘				

収入			支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円			
その他の寄附	件	円	人件費		円
その他の収入		円	家屋費		78,407円
今回計		円	選挙事務所費		78,407円
前回計		2,300,000円	集会会場費		円
総計		2,300,000円	通信費		66,748円
			交通費		円
			印刷費		円
			広告費		円
			文具費		円
			食糧費		円
			休泊費		円
			雑費		15,559円
			今回計		160,714円
			前回計		2,856,372円
			総計		3,017,086円

	項目	金額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	
	ビラの作成	
	ポスターの作成	749,700円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	
	計	749,700円

報告書受理年月日	平成29年6月19日	第3回報告分
----------	------------	--------

公 告

公 告

県が設置する県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育センター和歌山ビッグウエーブにおける指定管理者を次のとおり募集するので公告する。

平成29年7月28日

和歌山県教育委員会教育長 宮 下 和 己

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設(以下「施設」という。)の概要

- (1) 名称 ア 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛
イ 和歌山ビッグホエール
ウ 武道・体育センター和歌山ビッグウエーブ
- (2) 所在地 ア 和歌山市手平二丁目1番2号
イ 和歌山市手平二丁目1番1号
ウ 和歌山市手平二丁目1番1号
- (3) 規模等
- | | | |
|------|---|---------------------|
| 敷地面積 | ア | 31,528.00㎡ |
| | イ | 54,089.91㎡ |
| | ウ | 和歌山ビッグホエール面積を含む。 |
| 建築面積 | ア | 3,135.69㎡ |
| | イ | 10,948.53㎡ |
| | ウ | 5,051.56㎡ |
| 延床面積 | ア | 20,823.64㎡ |
| | イ | 17,233.83㎡ |
| | ウ | 8,037.01㎡ |
| 主な施設 | ア | ホール、展示ホール、会議室等 |
| | イ | 大ホール、軽運動場、控室等 |
| | ウ | メインアリーナ、サブアリーナ、武道場等 |

2 指定管理者が行う業務

- (1) 施設の運営に関する業務
- (2) 施設の維持管理に関する業務
- (3) その他県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育センター和歌山ビッグウエーブ指定管理者募集要項(以下「募集要項」という。)に記載する業務

3 指定の予定期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

4 申請資格

申請資格を有する者は、次の各号に掲げる条件を全て満たす法人その他の団体(複数の団体から構成される共同体(以下「コンソーシアム」という。)を含む。以下「団体」という。)とする。

- (1) 指定期間中、安全かつ円滑に施設を運営管理し、かつ、県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育センター和歌山ビッグウエーブ設置及び管理条例(平成17年和歌山県条例第86号)第1条に規定する設置目的をより効果的かつ効率的に達成することができること。
- (2) コンソーシアムによる申請の場合は、コンソーシアムの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。
- (3) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことができない。
- (4) 6(2)に定める現地説明会に参加していること。

なお、コンソーシアムによる申請の場合は、その代表となる団体が現地説明会に参加していること。

5 失格事項

次の各号のいずれかに該当する団体は、指定管理者として指定しない。

なお、構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するコンソーシアムについても同様とする。ただし、(1)については、コンソーシアムを代表する構成員にのみ適用する。

- (1) 申請時点で、県内に事務所又は事業所を有しないもの

- (2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により本県から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していないもの
 - (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号の規定に該当するもの
 - (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされているもの、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされているもの、破産法(平成16年法律第75号)に基づき、破産手続開始の申立てがなされているもの又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条の規定による改正前の商法(明治32年法律第48号)に基づき、整理開始の命令を受けているもの
 - (5) 国、地方公共団体その他の公共団体(以下「公共機関」という。)の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した罪により刑が確定したもの。ただし、その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなったものを除く。
 - (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがあるもの
 - (7) 役員等(団体の役員、顧問、相談役及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上を出資している者(個人である者に限る。)をいう。)又は従たる事務所等(当該団体の所在地以外の事務所又は事業所をいう。)の代表者その他団体の運営に実質的に関与している者が、次の各号のいずれかに該当し、又は将来にわたって該当しないことが確約できないもの
 - ア 和歌山県暴力団排除条例(平成23年和歌山県条例第23号)第2条第3号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)と認められる者
 - イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、和歌山県暴力団排除条例第2条第1号に規定される暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員等を利用するなどしている者
 - ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - オ 暴力団又は暴力団員等であると知りながら不当に利用するなどしている者
 - (8) 和歌山県税、消費税又は地方消費税について未納があるもの
 - (9) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領(平成20年制定。以下「停止要領」という。)の規定による入札参加資格の停止措置を受けているもの
 - (10) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱(平成20年和歌山県告示第1261号)に基づく競争入札に参加する資格を有しない団体であって、停止要領別表第1又は別表第2の各項に規定する入札参加資格の停止理由に該当するもの
 - (11) 県内の公共機関が執行する入札(指定管理者の指定を含む。)に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくはさせ、又は暴力を用い、若しくは用いさせるもの
 - (12) 県の入札制度又は指定管理者制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度又は指定管理者制度の信用を毀損し、又は毀損させるもの
 - (13) (11)又は(12)のいずれかに該当する団体となった日から1年を経過しないもの
 - (14) この公告において定められた申請締切日を徒過して申請し、複数の申請書を提出し、又は県の承認なく申請書等の内容を変更したもの
 - (15) 事業計画の内容が、次のいずれかに該当すると認められたもの
 - ア 県民の平等な利用の確保ができないもの
 - イ 県が指定する業務について、その要求水準を満たすことができないもの
 - ウ 評価点が100点満点中60点に満たなかったもの
- 6 募集要項及び現地説明会に関する事項
- (1) 募集要項の配布

ア 配布期間 平成29年7月28日（金）から同年8月10日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時45分まで

イ 配布場所 和歌山県教育庁生涯学習局スポーツ課
和歌山市湊通丁北一丁目2番1 和歌山県庁南別館7階

(2) 現地説明会

ア 日時 平成29年8月17日（木）午後2時

イ 場所 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8階 802会議室
和歌山市手平二丁目1番2号

ウ 内容 募集要項の説明及び現地見学

(3) 現地説明会の参加手続

現地説明会の参加希望者は、次により説明会参加申込書を作成し、提出すること。

ア 参加申込書の配布

（ア）配布期間 （1）アに同じ。

（イ）配布場所 （1）イに同じ。

イ 参加申込書の提出方法

（ア）提出期間 （1）アに同じ。

（イ）提出場所 （1）イに同じ。

（ウ）提出方法 持参、郵送又はファクシミリ

(4) 申請に係る質問等

ア 期間 平成29年8月10日（木）から同月21日（月）までの県の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時45分まで

イ 回答日 平成29年8月24日（木）

ウ 注意事項

（ア）口頭による質問には回答を行わない。

（イ）質問を行った者に対する個別の回答は行わず、県ホームページに登載する形式で一斉に回答する。

(5) 申請受付期間等

ア 期間 平成29年8月25日（金）から同年9月7日（木）までの県の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時45分まで

イ 選定結果の通知及び公表 平成29年11月中旬

(6) 指定管理者としての指定

平成30年1月上旬

7 問合せ先

和歌山県教育庁生涯学習局スポーツ課

〒640-8262 和歌山市湊通丁北一丁目2番1

電話番号 073-441-3690

ファクシミリ番号 073-433-4408